

島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（12月改定版）

令和2年12月28日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 1月下旬以降、市内における感染者は急激に拡大し高止まりの状況が続いている。県は、12月4日に感染流行期を「警戒まん延期・中期」と位置付け、県全体としては「警戒レベル4」、特定の市を「警戒レベル5」として、12月20日までを集中対策期間、引続き令和3年1月11日までを「年末年始のコロナ特別警戒」として感染拡大防止と医療提供体制強化の取組を推進している。

市は、これまでの感染拡大の特性を踏まえ、県の取組と連携しつつ、高齢者施設等での感染予防対策を強化するとともに、市民一丸となった感染拡大防止対策の実践を強く呼びかけてきた。

年末年始期間を迎え、寒冷が強まることに伴う年明け以降の急激な感染拡大の勢いを低減しつつ、医療提供体制を確保するとともに、厳しさが増す社会経済活動の回復基調を維持する観点から、対処方針を改定することとした。

1 現在の状況（情報が得られる時期に応ずる最新の状況）

(1) 県警戒レベル（12月25日現在）

警戒レベル	○4（県内警戒、県外警戒） ○「年末年始コロナ特別警戒」期間の設定：令和2年12月21日～令和3年1月11日 ○特措法に基づき、富士市に対し、酒類提供の飲食店及び酒類提供のカラオケ店の営業時間短縮要請：令和2年12月23日～令和3年1月5日（14日間）
感染流行期	感染移行期・中期
県内移動に関する行動制限	○「3つの密を回避するなど、「新しい生活様式」を徹底し、慎重に行動 ○マスクなしでの歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが頻発しており、このような行動を厳に回避 ○訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認。対応が不十分な店への訪問自粛を徹底
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	「特に慎重に行動」：26都道府県 「慎重に行動」：9県 「注意して訪問可」：その他の県 帰省については、不要不急の帰省の自粛を求め、帰省が必要な場合は、帰省2週間前からの感染防止策徹底を呼びかけ

- (2) 中部保健所管内の状況(12月20日現在)
- ア PCR検査数 11,256件
 - イ 陽性者数 208件(11月以降8週間の平均陽性率は約3%であり、それまでの4倍近くの数値)
- (3) 島田市の状況(12月27日現在)
- ア 累計陽性確認者 48人
 - イ 直近7週間の状況 平均6人/週。11月22日の週(10人)をピークに抑制傾向
 - ウ 家庭内感染が多くを占める。施設内感染は発生していない。感染経路不明件数は多くはない。重篤化事例あり。

2 対応の基本的考え方及び重点対策

(1) 対応の基本的考え方

- ア 感染拡大の全国的・地域的動向を踏まえ、感染拡大予防については、「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行等の新たな生活様式のさらなる定着を図る。
- イ 収束まで相当な期間が見込まれるコロナ禍の下、感染拡大を予防しつつ市民生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。
- ウ 市民生活、生産基盤、雇用を維持するため必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。
- エ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、感染収束後の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。
- オ 上記取組を進めるとともに、南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

(2) 重点対策項目

ア 重症患者を増やさない感染対策

- ① 市民病院を核とした市内の医療体制を維持するために、医療機関での集団感染を予防するための措置を講じる。また、重症化リスクを軽減するために、高齢者や基礎疾患を有する人の、かかりつけ医での定期的な受診や一般市民の特定健診などの平常時の医療活動を停滞させないようにする。
- ② 重症化・重篤化リスクの高い高齢者等の社会福祉施設での集団感染を阻止するための措置を講じる。
- ③ 急激に高まっている家庭内感染による在宅の高齢者の感染リスクを軽減するための、手洗い・消毒等家庭内での感染対策の徹底を図る。

イ コロナ禍での業務継続・事業継続

ウ 事業所、地域医療機関の存続

エ 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

オ 自然災害における新たな災害リスクや新興感染症への対応の備え

3 分野別の対応

(1) 対応体制

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部体制を維持し、総合的な取組を推進するとともに、事態の急変への迅速かつ効果的な対応を容易にする。

(2) 情報収集、サーベイランス

ア 国内外及び県内、中部地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況、治療薬やワクチンの開発状況等について、適宜情報を収集し、島田市への影響度を分析・評価する。

イ 市内での感染者や濃厚接触者の状況は、県・中部保健所を通じてタイムリーかつ継続的に情報を入手する。

ウ 感染者の特定をより円滑に行うため、県からの業務委託により、8月26日から運用開始した地域外来・検査センターの機能を最大活用するとともに、医師会等の協力を得て、可能な範囲で検査体制強化の取組を進める。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 感染判明に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報し
まだ、市ホームページ、LINE（対応分野別情報）、ツイッターへの掲載
び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行う。また、個人情報
保護や風評被害等に留意しながら、必要に応じて報道機関への情報提供を行
う。

② 緊急的かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文
書、回報無線等）を発信し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を
高めるとともに、市民としての望ましい行動を促す。

③ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能
の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行う。

イ 相談窓口

① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応
する（市HP掲載）。

② 新型コロナウイルス感染に関連した子育てに関する相談や福祉施設での感
染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施する。

③ 発熱等の場合の相談窓口は、県指定の発熱等受診相談センターで対応する。

④ 地域外来・検査センターを有効に活用していくため、新型コロナウイルス
感染が疑われる市民の相談窓口として、かかりつけ医や近隣の診療所（島田
市医師会・榛原医師会）における受診相談を実施する。

⑤ 年末・年始期間においても、随時の相談等に応じられるよう市保健福祉セ
ンター（健康づくり課）に相談窓口を開設する。

(4) 感染予防・まん延防止措置

ア 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者への感染を予防するための生活様式の実践
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク着用・手指消毒等の衛生対策の実践
- ③ 感染拡大地域との行き来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応
- ④ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠、規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店の利用に努める。
- ⑥ 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」での行動について注意喚起を行う。
- ⑦ その他「新しい生活様式」の実践例を参考として日常生活を送る。
- ⑧ 新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」を積極的に活用する。

イ 事業所等の対応

- ① 業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を徹底するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進める。
併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得への配慮
- ③ 感染者発生時の対処、調査や消毒のための一時休業（部分休業）と企業としての事業継続措置の実施

ウ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底する他、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、必要に応ずる施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた利用とする。
- ② 公設の一部観光施設については、当面、「静岡県新型コロナウイルス感染症に関する対応指針<宿泊施設・観光施設用>」に基づく感染拡大防止対策を講じながら、国・県・市の事業者支援キャンペーンを最大限に活用して営業活動を継続する。なお、宿泊施設においては、感染拡大地域からの宿泊者に留意する。
- ③ 施設利用者や従業員等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。この際、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮する。

エ 小中学校における対応

- ① 感染防止に関する文部科学省及び市で策定したマニュアルに基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染防止対策を徹底し、教育活動を継続する。
学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。
- ② 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の休業は、児童生徒及び教職員の安全確保のために必要に応じて行う。
- ③ 放課後児童クラブの対応は、小中学校に準ずる。ただし、小学校が一時休業となった場合は、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討する。

オ 保育所等における対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染防止に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染防止対策を徹底し、運営を継続する。
- ② 園児及び職員に感染者が発生した場合の休業は、保護者への影響が極めて大きく、園児の安全確保のために真に必要な場合に限り、限定的かつ一時的に行う。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討する。

カ 社会福祉施設の対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続する。
- ② 市は県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設を重点対象に、より効果的な感染防止対策や衛生対策についての研修や助言の実施などの必要な支援を行う。
- ③ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録の確認や、入所者及び職員の検査の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握する。
また、通所型、訪問型併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう検討する。
- ④ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。
- ⑤ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合における、事業者が負担するPCR検査費用の一部を助成する。

キ イベント・会合等の開催

① 「静岡県イベント開催における感染防止指針」を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染防止対策を講じたうえで開催する。

また、全国的・広域的なイベントは、当面見合わせる。

② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、その目的や効果等の必要性、感染予防対策の徹底可能性及び社会的影響度を十分に検討する。

開催に当たっては、3密回避等の感染予防を含めた各種衛生対策を徹底するとともに、感染リスクを最小限に抑える実施要領を最大限工夫する。

また、行事等終了後、その目

的達成度や感染予防策の徹底状況を検証し、

新型コロナウイルス感染状況収束後の行事開催のノウハウを蓄積する。

③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り効果のほか、コロナ禍でのストレス解消による免疫力向上の効果が見込まれることも考慮し、3密回避対策や衛生対策を徹底した上で、努めて少人数・短時間で開催する。この際、参加範囲を確認することに努める。

市として、地域でのイベント開催に伴う感染防止対策について、要望に応じて相談を受け、助言を与える等の対応を行う。また、感染予防策として活用するために、自治会備付用の非接触型体温計を貸与する。

(5) 医療体制

ア 市民病院の対応

① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を整備し、感染症指定医療機関として、地域において求められる役割を果たしていく。

② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染防止対策を講じつつ、外来・入院診療を継続する。

③ 今後の医療ニーズへの対応

コロナ禍の影響を最小限に抑え、予定どおり令和3年5月に島田市立総合医療センターを開院する。

イ 島田市地域外来・検査センター

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、8月26日からの島田市地域外来・検査センターの運用を継続する。

ウ 高齢者または基礎疾患を有する者が高齢者施設等へ新規に入所する場合、希望によりPCR検査を無償で実施し、重症患者とクラスターの発生を防止することで医療提供体制の確保を図る。

(6) 市民生活・社会経済体制の安定確保

ア 市役所の業務継続

① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防策を徹底しつつ、業務を継続する。

- ② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染防止策を実施する。

イ 事業所の事業継続

- ① 事業所は、職場における感染防止措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続する。
特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請する。
- ② 中小事業所で、業務継続計画を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画や事業継続力強化計画等の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応する。
- ③ 感染拡大の状況を見極めつつ、市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけの他、かかりつけ医での定期受診等、市民でできる消費拡大の動きを呼びかける。

ウ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。
 - ② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかける。
 - ③ インターネット上で流布している根拠のない断片情報の拡散や、感染者や医療関係者に対する誹謗・中傷、偏見・差別意識が生じないよう、根拠に基づく正しい情報を発信するとともに、繰り返し呼びかけを行う。
- (7) 災害時における新型コロナウイルス感染症対策等

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

令和2年8月に改訂した避難所運営マニュアル、啓発用DVD及び戸別配布のパンフレットを活用した講話や防災訓練を通じて避難所運営手順の確認を促す等、新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を促進する。

イ 避難所用の備蓄物資の充実

非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム（テント）、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄を促進する。

ウ 避難先（場所）の選定・確保

- ① 避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への垂直避難、親戚・知人宅への縁故避難、地区集会所への自主

避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、さらに普及啓発する。

② 想定避難者の規模に照らし、現行の指定避難所での受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進める。

エ 家庭での消毒用アルコール使用頻度が多くなる中、ストーブ等の暖房器具の使用と相まって火災発生リスクが高まることから、継続して注意喚起する。

(8) 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を着実に推進する。

イ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。

3 今後の検討課題

国・県との連携の中で市としての何らかの対応が求められるもの。

(1) 事態収束の明確な時期が未だ見通せない中で、感染拡大が続いた場合に増加が見込まれる自宅療養者や濃厚接触者への対応策

(2) 上記に加え、高齢者施設や医療機関スタッフの感染リスク軽減のためのPCR検査・抗原定量検査の必要性やその実施要領

また、医療・介護職に従事するスタッフや保健所職員の負担軽減のための対策

(3) ワクチン接種における市としての対応体制構築に関する情報収集と検討着手